

2022.9.14

# 専任教員要件に関する検討

構成員からのご意見及び  
会議資料の論点・懸念点について

(一社) 日本言語聴覚士協会

(一社) 全国リハビリテーション学校協会

# 1. 臨床能力の向上、授業時間数、人数について

## 教員の要件に関する事項

教員の質を担保しつつ能力の向上を図るため、教員の要件を見直す意見について、どう考えるか。

<現行>

### 言語聴覚士学校養成所指定規則 ※人数については次頁

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

※修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）

- 5人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とする。
- 専任教員のうち、少なくとも3人は言語聴覚士の業務を5年以上業として行った言語聴覚士である。

### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。

※教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載。

### 要望書提案内容

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。  
(変更内容)
- 6人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とし、少なくとも4人は言語聴覚士とする。※人数提案については次頁で内容を記載。
- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有し、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
- 1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とする。  
(追加内容)
- 1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる。
- 専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会を修了した者とする。※指針については次頁で内容を記載。
  - ・日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。

<現状における専任教員の実務状況>

※1週間の平均時間

※月～金曜で集計

	授業	会議・委員会	臨床活動	学生指導	研究・その他	合計
大学	15.2時間	4.6時間	4.4時間	9.8時間	7.5時間	41.5時間
3年課程	13.2時間	5.2時間		10.2時間	10.2時間	40.9時間
2年課程	14.2時間	4.9時間		5.0時間	5.0時間	34.0時間

### 論点・懸念点

要望書抜粋：2021年日本言語聴覚士協会調べ

- ・教員は医師、歯科医師、言語聴覚士等以外は原則認めないことになるが問題はないか。
- ・専門学校等を含めて、言語聴覚士が医療機関に従事しながら臨床能力の向上はどのように努めるのか。
- ・専任教員の担当授業時間数（15時間）は養成所に向けた指導ガイドラインにて、養成所の専任教員に課せられていたものであるが、文科省指定の学校も含めた全ての養成施設の専任教員において10時間としたい要望と理解していいか。

6

# 御意見・論点・懸念点

・専門学校等を含めて、言語聴覚士が医育機関に従事しながら臨床能力の向上はどのように努めるのか。

- ・全国の言語聴覚士養成課程を対象に専任教員の臨床活動に関する調査を実施した。71課程(88.8%)から回答を得た。臨床のできる学内施設(以下、学内臨床施設)を持つ課程は専任教員の臨床活動実施の体制があると考えられる。一方、これを持たない3年制専修学校は9/23(39.1%)、2年制専修学校は10/24(41.7%)、大学は7/24(29.2%)であった。このうち専任教員が希望しても学外での臨床活動ができない課程数は3年制専修学校2課程、2年制専修学校4課程であった。
- ・学内臨床施設を持たない課程の80.8%において専任教員は学外での臨床活動を実施していた。
- ・指定規則やガイドラインに特別な記載がない状況で、上述の結果を得たことから、専任教員が医育機関に従事しながら臨床能力の向上に努めることの実現可能性は高いと考える。

	学内臨床施設の有無		学内臨床施設を持たない課程のうち			
			希望による学外での臨床活動		学外での臨床活動を行っている教員	
	ある	ない	できる	できない	いる	いない
3年専修学校	14(60.9%)	9(39.1%)	7(77.8%)	2(22.2%)	9(100.0%)	0(0.0%)
2年専修学校	14(58.3%)	10(41.7%)	6(60.0%)	4(40.0%)	5(50.0%)	5(50.0%)
4年大学	17(70.8%)	7(29.2%)	7(100.0%)	0(0.0%)	7(100.0%)	0(0.0%)

\* 個別の事情により所属長が許可している

・専任教員の担当授業時間数(10時間)は、指導ガイドラインにて養成所の専任教員に課せられたものであるが、文科省指定の学校も含めた全ての養成施設の専任教員において10時間としたい要望と理解していいか。

- ・文科省指定の養成施設も含めた要望であったが、スライド7のとおり、現行の担当授業時間数(15時間)を維持するのが良いと考える。

## 言語聴覚士の養成施設に求められる教員人数に関する事項

要望事項（新規科目の追加や教育内容の拡充、専任教員の担当授業時間数の削減、専任教員の中で臨床実習の進捗管理等を行う実務調整担当の配置等）による教育の質向上のための見直しに伴い、教員の人数についても見直しを図る意見について、どう考えるか。

### 教員の人数（現行）

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	5人以上	3人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	4人以上	2人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	3人以上	1人以上

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

### 要望書提案内容

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも4人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	6人以上	4人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	5人以上	3人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	4人以上	2人以上

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

### 論点・懸念点

- ・ 需要過多にある言語聴覚士において、各学校養成所（73校）は追加する人数分の専任教員を集められる状況にあるのか。
- ・ 前頁で要望している専任教員の担当授業時間数（15時間⇒10時間）を行った場合、差分5時間×5人（専任教員）＝25時間となり、1人追加ではカバーできないが、これは専任教員以外が行っても差し支えない範囲の授業が含まれていることと理解していいか。

- 需要過多にある言語聴覚士において、各学校養成所（73校）は追加する人数分の専任教員を集められる状況にあるのか。

既に要望書の専任教員数を満たしている養成校が48校中31校で64.6%を占める。言語聴覚士の専任教員の増員が必要な養成校は2年課程で1施設、3年課程で3施設、5名にとどまるため、増員は可能と考える。

専任教員数（現状：定員40人1クラス 48校）											
専修学校（専攻科含む）								大学			
第3号, 第5号（2年以上）				第1号（3年以上）				第1号（4年）			
ST	ST以外	計	施設数	ST	ST以外	計	施設数	ST	ST以外	計	施設数
2	2	4	1	2	3	5	1	4	2	6	1
3	3	6	1	3	0	3	1	4	4	8	1
4	0	4	7	3	1	4	1	5	2	7	1
5	0	5	3	4	1	5	1	6	1	7	2
5	1	6	1	4	2	6	1	6	2	8	1
7	1	8	1	5	0	5	5	7	1	8	2
計：			14	5	1	6	2	8	0	8	3
				6	0	6	2	8	1	9	1
				6	1	7	1	8	2	10	1
				7	0	7	1	8	4	12	1
				計：		16		9	3	12	1
								9	4	13	1
								10	0	10	1
								12	0	12	1
				計：		18					

現行指定規則の配置数  
改正により増員必要

現行指定規則で配置不足(調査時)

（注）表は調査時点での結果  
調査時点で現行指定規則で教員配置不足の養成校は  
養成校要件を確保するため年度内に教員補充される。

- 専任教員の増員に伴い、臨床現場の人員補充に影響する可能性があるのではないか。

• ST教員の増員が必要な養成校と人数は上記の通りである。さらに言語聴覚士は毎年1600人～2000人程度が国家試験に合格している状況にあることから臨床現場の人員確保に与える影響は少ないと考える。

- ・専任教員の担当授業時間数（現行：15時間）の記載は不要ではないか。

担当授業時間数（現行：15時間）の記載は、以下の理由から必要と考える。

- ・養成校により教員の週における授業時間数は一律ではないが、教員には学生指導、研究など授業以外の業務も多い実態にある。
- ・教育に関する調査研究結果からは、授業時間数が多いと授業準備にかける時間が少なくなる実態があり、教育の質向上に影響するとされている。
- ・また、今回の改正案において教育の質向上のため臨床能力の向上に努めることも要望していることから、業務過多による教育の質に影響を与える事態を避ける必要がある。

・前頁で要望している専任教員の担当授業時間数（15時間⇒10時間）を行った場合、差分5時間×5人（専任教員）＝25時間となり、1人追加ではカバーできないが、これは専任教員以外が行っても差し支えない範囲の授業が含まれていることと理解して良いか。

- ・今回は科目の新設や臨床実習の単位数増加もあり、担当授業時間数（15時間）は現行通りが現実的であると考えている。
- ・特に専門基礎分野については、専任教員以外が担当することが多い。

・言語聴覚士の業務は多岐にわたるため、臨床業務の経験年数だけでなく、複数の領域で経験がある者としてはどうか。（養成ガイドライン）

- ・各領域について、専門性を持って教授できる教員がいることが最も重要である。
- ・教育を担当する領域の実務経験の内容については、教員の採用時にチェックしている。
- ・なお、他の医療資格の養成ガイドラインには、「教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること」などの表記があるので言語聴覚士においても表記があっても良いとは思う。



## 2. 専任教員になるにあたり 必要となる要件について

## 専任教員となるにあたり必要となる要件に関する事項について (1-1)

教育の質向上のため、専任教員の要件について関係団体からの見直し提案をどう考えるか。

### 専任教員の関係部分人数(現行)

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所(法第33条第1号)

※2号、3号は人数以外の違いがないため略

○ 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○ 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

### 要望書提案内容

#### (追加内容)

- 言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術として明文化し、複数科目の履修を求めることとしたい。なお、科目等履修による取得も可能とする。
- 言語聴覚士の専任教員は、業務経験5年以上の言語聴覚士であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会(17単位:360時間)を修了した者としてほしい。※指針案は次頁に記載。
  - ・日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。
- 以下のものはこの限りではないとしたい。なお、実効的な目的達成のため、施行後3年の猶予期間を設けたい。
  - ・業務経験5年以上の言語聴覚士であって、大学等において教育学に関する科目を4単位以上修めた者
  - ・業務経験5年以上の言語聴覚士であって、科目等履修において教育学に関する科目を4単位以上修め、かつ臨床実習指導者講習会(16時間以上)を修了した者
  - ・業務経験3年以上の言語聴覚士であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者
  - ・上記と同等以上の知識と技術を有する者
  - ・既に専任教員である者
- 厚生労働大臣の指定する指針に基づく当該団体の講習会のうち、臨床実習指導者講習会(16時間以上)の修了者は指針の教育内容(臨床実習教育:60時間)を免除としたい。※指針案については次頁で内容を記載。
- 大学(大学院)卒業は、指針の教育内容(研究方法:30時間、管理と運営:60時間)を免除としたい。

### 論点・懸念点

- ・専任教員にどのような背景事情があり、求められる教育内容とそれに要する講習時間(科目単位)を算出しているのか。
- ・経過とともに内容が反れることが起きぬよう、特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める基準に則った講習に統一して要件とすべきではないか。
- ・講習会(360時間)は、業務経験5年以上(3年以上)かつ大学(大学院)にて教育学に関する科目(4単位)を履修(履修し、課程を修了)と整合性あるものとして整理し、要望にて提案したと理解していいか。
- ・「同等以上の知識と技術を有する者」とは具体的に何を指すのか。
- ・教育の質向上が目的ならば、医育機関に従事する経験が5年以下の者等を既に専任教員である者と一律に免除対象としてよいのか。

## 専任教員となるにあたり必要となる要件に関する事項について (1-1)

教育の質向上のため、専任教員の要件について関係団体からの見直し提案をどう考えるか。

要望の修正

### 専任教員の関係部分人数 (現行)

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所 (法第33条第1号)

※2号、3号は人数以外の違いがないため略

○ 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○ 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

指針に沿って開催ということ  
ことで削除する

### 要望書提案内容

#### (追加内容)

○ 言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術として明文化し、複数科目の履修を求めることとしたい。なお、科目等履修による取得も可能とする。

○ 言語聴覚士の専任教員は、業務経験5年以上の言語聴覚士であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会 (17単位：360時間) を修了した者としてほしい。※指針案は次頁に記載。

・日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。

○ 以下のものはこの限りではないとしたい。なお、実効的な目的達成のため、施行後3年の猶予期間を設けたい。

・業務経験5年以上の言語聴覚士であって、大学等において教育学に関する科目を4単位以上修めた者

・業務経験5年以上の言語聴覚士であって、科目等履修において教育学に関する科目を4単位以上修め、~~かつ臨床実習指導者講習会 (16時間以上) を修了した者~~

・業務経験3年以上の言語聴覚士であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者

・上記と同等以上の知識と技術を有する者

・既に専任教員である者

○ ~~厚生労働大臣の指定する指針に基づく当該団体の講習会のうち、臨床実習指導者講習会 (16時間以上) の修了者は指針の教育内容 (臨床実習教育：60時間) を免除としたい。※指針案については次頁で内容を記載。~~

○ ~~大学 (大学院) 卒業は、指針の教育内容 (研究方法：30時間、管理と運営：60時間) を免除としたい。~~

要件の修正案をスライド12に示す

### 論点・懸念点

・専任教員にどのような背景事情があり、求められる教育内容とそれに要する講習時間 (科目単位) を算出しているのか。

・経過とともに内容が反れることが起きぬよう、特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める基準に則った講習に統一して要件とすべきではないか。

・講習会 (360時間) は、業務経験5年以上 (3年以上) かつ大学 (大学院) にて教育学に関する科目 (4単位) を履修 (履修し、課程を修了) と整合性あるものとして整理し、要望にて提案したと理解していいか。

・「同等以上の知識と技術を有する者」とは具体的に何を指すのか。

・教育の質向上が目的ならば、医育機関に従事する経験が5年以下の者等を既に専任教員である者と一律に免除対象としてよいのか。

【要望書提案内容・追加内容の修正案】  
専任教員となるにあたり必要となる要件について

言語聴覚士養成教育の質向上を図るため、専任教員の教育・指導力の向上を目的として、以下の要件を要望する。

(追加内容)

- 言語聴覚士である専任教員は、免許を受けた後業務経験5年以上の言語聴覚士であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会（17単位：360時間）を修了した者とする。
- 以下の者はこの限りでない。
  - ・ 業務経験が5年以上の言語聴覚士であって大学等において教育学に関する科目を4単位以上修めた者
  - ・ 業務経験が5年以上の言語聴覚士であって科目等履修において教育学に関する科目を4単位以上修めた者
  - ・ 業務経験3年以上の言語聴覚士であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者
  - ・ 上記と同等以上の知識および技術を有する者
  - ・ 既に専任教員である者
- なお、実効的な目的達成のため施行後3年の猶予期間を設けたい。

- どのような背景事情があり、求められる教育内容とそれに要する講習時間（科目単位）を算出しているのか。
- 講習会（360時間）は、業務経験5年以上（3年以上）かつ大学（大学院）にて教育学に関する科目（4単位）を履修（履修し、課程を修了）と整合性あるものとして整理し、要望にて提案したと理解していいか。

#### ○背景事情および教育内容

- 教員になろうとする者は、言語聴覚士として専門分野の知識を有しているが、教員として求められる教育の理念及び方法に関する知識や技能に欠ける場合がある。そのため教育・指導等に関する知識や技能を補うための講習会を企画した。
- 言語聴覚士専任教員に求められる教育内容は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程および教育の方法・技術である。これらの目的を達成するための講習会プログラムとして、1) 基礎分野、2) 教育基礎分野、3) 教育方法、4) 臨床実習教育、5) 研究方法、6) 管理と運営の分野が必要である。具体的な科目については、理学療法士・作業療法士の専任教員講習会の内容を参考として設定した。（スライド21)

#### ○時間数について

- 教育学に関する科目4単位ということであれば180時間の講習会が最も整合性があると考えられる。しかし既に理学療法士・作業療法士では同様の講習会を360時間として実施している。言語聴覚士に独自に求められる科目と、理学療法士・作業療法士と同等の教育内容及び教育レベルが要求されると考えられる科目を積み上げた結果、360時間とした。
- 言語聴覚士の教員に独自に求められる科目は、基礎分野の「言語聴覚士の職域」（2時間）及び「臨床実習教育」（60時間）である。理学療法士・作業療法士と同等の教育内容及び教育レベルが要求される科目は、基礎分野の「教育の役割」「社会保障制度」「初等中等教育の実際」「青年期の心理的特徴」（計28時間）、「教育基礎分野」（60時間）、「教育方法各論」（120時間）、「研究方法」（30時間）、「管理と運営」（60時間）であり、共通の講習も可能と考えられる。

### <参考>

- 看護師養成における専任教員要件のうち教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法）のうちから、合計4単位以上を大学及び大学院において履修した者であること、専任教員として必要な研修は31単位（660時間）以上となっている。
- 理学療法士・作業療法士養成における専任教員のうち教育に関する科目は、4単位以上を大学又は大学院において修めること、専任教員として必要な研修は17単位（360時間）以上となっている。
- 看護師とPTOT養成における専任教員のうち研修会の単位数（時間）が異なっている。
- 看護師における専任教員研修会の単位数（時間数）との差異については、理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会（第4回改善検討会）において検討がなされており、教育の質向上のためには6カ月以上の研修が必要との意見もあったが、今後を目指すべきは看護のレベルまで高めていくことであるが、受講者の負担の大きさからまずは看護に近づく第一段階として360時間とした。

• 特定の機関が実施する特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める内容に則った講習会を指定すべきではないか。

特定の機関名や講習会名称を書かずに、指針として定める基準に則った講習会を指定することが妥当と考える。

●教育学には様々な分野があるため、どのような科目を指すのか記載すべきではないか。

・看護師等、PTOTなどの指定規則、養成ガイドラインにおいても専任教員講習会受講の免除要件である「教育学に関する科目4単位」の学修内容を明示していない。下記のような内容で、Q&Aで示すのが良いと考えている。

【参考】理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A（令和元年5月29日改訂版）

問Ⅱ-5 専任教員の要件にある「4単位以上の教育に関する科目」について、具体的な科目名の提示はあるか。（指定規則）

（答）

教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから合計4単位以上をいう。個別の科目ではなく、これらの内容が含まれている科目であればよい。

・「同等以上の知識と技術を有する者」とは具体的に何を指すのか。

このような場合の法令の記載に準じた。例としては、言語聴覚士の教育において特に優れた知識及び経験を有すると認められる者などである。専任教員の要件が確定すればそれと同等以上ということを示すことができる。

・大学卒業ということで研究方法（30時間）と管理・運営（60時間）を一律免除すべきではなく、何を履修したかが重要ではないか。

スライド11及び12において専任教員要件を修正提案したため、この論点・懸念点については回答不要と考える。

・教育の質向上が目的ならば、医育機関に従事する経験が5年以下の者等を既に専任教員である者と一律に免除対象としてよいのか。

現行の養成所指定規則において専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）であることと規定されており、業務経験5年未満の場合には、「業務経験五年以上の言語聴覚士」である専任教員には該当しない。

施行前から継続して専任教員である者を、そのあとで作った規則で規制することはできないと考えられるので、専任教員講習会を受講する必要はないと考えている。理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会において同様の議論の例もある。

ただし、医育機関に従事する経験が5年未満の言語聴覚士等の場合には業務経験を積む努力をし、さらに現任の教員についても教育学に関する科目4単位以上を修める、あるいは専任教員講習会（360時間）を受講するよう努めることが望ましいと考える。

【参考】理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A：令和元年5月29日改訂版  
問Ⅱ-10 2022年4月1日前から専任教員である者も、専任教員養成講習会を受講する必要はあるか。  
また、同講習会を受講していない専任教員が2022年4月1日以降に、例えば1年間教員を辞めて臨床業務に従事し、再び専任教員になる場合には、専任教員養成講習会を受講する必要はあるのか。（指定規則）  
（答）

2022年4月1日前から継続して専任教員である者は、専任教員養成講習会を受講する必要はない。  
ただし、2022年4月1日以降に別の学校養成施設に異動する場合や、一旦教員を辞めて再び専任教員になる場合には講習会を受講する事が望ましい。  
また、継続的に専任教員の質の向上を図っていく必要があることから、各学校養成施設は、教育に関する講習会等を受講したことの無い専任教員については、教育学に関する科目を修めさせる、又は厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を受講させる、又は厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を受講させるなど、専任教員の質の向上に努めることが望ましい。



## 専任教員となるにあたり必要となる要件に関する事項について (2-1)

### 要望書提案内容

専任教員講習として、厚生労働省が指定する指針内容は以下としたい。

### (通知) 専任教員養成講習会の開催指針 (案) (要望書一部抜粋)

#### 第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士学校養成施設指定規則に規定する「専任教員養成講習会」の形式、内容等を定めることにより、講習会の質の確保を図り、もって教員及び言語聴覚士養成の質の向上に資することを目的とするものである。

#### 第2 開催指針

##### 1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上  
※ 講習会を主催する責任者  
※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上  
※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講師 以下のいずれかを満たすこと  
グループ討議の1グループ当たり1名以上  
※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者  
※ 言語聴覚士の専任教員として5年以上の経験を有する者

##### 2. 指導者講習会の開催期間

講習は、17単位(360時間)以上であること。  
但し、3分の2以上は対面講習であることとし、eラーニングは3分の1を超えないこと。

##### 3. 受講対象者

実務経験4年以上の言語聴覚士

##### 4. 講習会における教育内容 ※次頁に記載

別添1の教育内容及び目標を標準とすること。  
※各区分の単位数及び時間数は参考値とすること

##### 5. 講習会におけるテーマ

専任教員養成講習会におけるテーマ、次の1)～○)に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて○)及び○)に掲げる項目を加えること。

- 1) 基礎分野      2) 教育基礎分野      3) 教育方法
- 4) 臨床実習教育      5) 管理と運営

### 論点・懸念点

- ・前頁の要望にある言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識(教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術)と講習会におけるテーマは整合性あると示せるのか。
- ・○)は何か。

・○) は何か。何か。

下記のとおり訂正する。

専任教員養成講習会におけるテーマ、次の1)～6)に掲げる項目を含むこと。

1) 基礎分野、2) 教育基礎分野、3) 教育方法、4) 臨床実習教育、5) 研究方法、6) 管理と運営

・言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識（教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術）と講習会におけるテーマは整合性あると示せるのか。

・「言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識（以下、教育学の知識）」とは、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程および教育の方法・技術である。

・一方、「開催指針（案）」では、「5. 講習会におけるテーマ」として1) 基礎分野、2) 教育基礎分野、3) 教育方法、4) 臨床実習教育、5) 研究方法、6) 管理と運営 を挙げている。

・「教育学の知識」と「講習会におけるテーマ」の関係については、下記のとおりである。

・「教育学の知識」に相当する：2) 教育基礎分野、3) 教育方法

・「教育学の知識」を学ぶ上で前提となる：1) 基礎分野

・「教育学の知識」を実践する上で必要となる：4) 臨床実習教育、6) 管理と運営

・教育経験を科学的に検証し蓄積する上で必要である：5) 研究方法

・以上のとおり、「教育学の知識」とその展開のために必要なカリキュラムとして「講習会におけるテーマ」が構成されているので、整合性があると考える。

- 専任教員講習会の運営について
  - ①グループ討議やワークショップを入れるべきではないか。
  - ②eラーニングによる実施の割合の算出根拠はなにか。
  - ③eラーニングの割合は、参加しやすさも含めて柔軟にすべきでは何か。
  - ④eラーニングにおいては本人確認、受講確認、eテストの実施なども考慮する必要があるのではないか。

• 専任教員講習会の運営は、先行して開催実績のあるPTOTの開催指針を参考にし、下記のとおり整理した（参考資料参照）。

（授業形態の考え方）

- 「講義科目」は1単位15時間、「演習科目」は1単位30時間とした。
- 「講義科目」は、知識を修得することが目的であり、筆記試験やレポートの形で修得状況を確認できるため、eラーニング形式での開講も可能とする。
- 「演習科目」は、科目内でグループワークを実施するものとする。

（eラーニングの割合）

- 講習会は対面による実施が基本であり、特に演習科目は対面で行うべきと考えている。しかしながら、社会情勢や受講者の受講機会を確保する観点から、教育効果を十分に検討したうえで、柔軟に対応すべきと考えている。
- 当初の要望書ではeラーニングを全体の1/3としていたが、上記の理由から、スライド21に示す範囲内でeラーニングを実施可能と変更したい。
- なお、講習会の運営にあたっては、実施マニュアルなどを整備する必要がある。

(参考)

令和4年開催のPTOTの講習会においては新型コロナウイルス感染症の影響により、教育効果を検討し、講習方法について柔軟に対応することが通知されている。

講習会の運営に係る取り扱いについて講習会の実施に際し、三分の二以上は対面講習であることとし、eラーニングは三分の一を超えないこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、講師の不足や受講生の職場方針等により、対面講習が実施できない等、開催の体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。こうした状況下で、受講生の受講機会の確保とともに、感染リスクを低減する観点から、対面と同等の教育効果を有するものであるならば、当面の間、対面講習やeラーニングからビデオ・オン・デマンドの活用やWebを用いたオンライン等による講義形態に変更することは差し支えない。

(事務連絡:医政発 0921 第3号,令和3年9月21日)

## 専任教員養成講習会（教育内容及び目標）

区分	授業形態	教育内容	目 標	単位数	時間数	備 考
基礎分野	講義	○ 教育の役割	社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30	診療・介護報酬を含む 予防、在宅医療を含む 発達障害を含む
		○ 社会保障制度	関連する法律や社会保障制度等を学ぶ			
		○ 言語聴覚士の職域	言語聴覚士の職域について学ぶ			
		○ 初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ			
		○ 青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ			
教育基礎分野	講義	○ 教育原理	教育の本質を学ぶ	4	60	倫理を含む 備えるべき備品等を含む
		○ 教育心理学	学習者の心理、情報活用について学ぶ			
		○ 教授方法	授業目的に合わせた教授方法、学習理論を学ぶ			
		○ 教育評価	教育評価の目的や種類を学ぶ			
教育方法各論	演習	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ。	4	120	臨床実習を含む（規定の時間、実習調整者の役割 在宅医療の経験等 模擬授業を含む
		授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする			
		授業評価	授業の評価を学ぶ。			
		成績評価	目標に合わせた試験問題を作できるようにする。			
臨床実習教育	演習	臨床実習の在り方	臨床実習の考え方や構成等を学ぶ	2	60	多様な疾患の経験及び学生が実施できる行為を含む 臨床実習前後の評価を含む
		指導の方法	臨床実習の指導方法を学ぶ			
		評価の方法	臨床実習の評価方法を学ぶ			
		指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ			
		臨床実習施設の要件	臨床実習施設の要件について学ぶ			
研究方法	演習	研究法	研究の種類と研究デザインの要点を学ぶ	1	30	
		統計学	研究デザインに合わせた統計手法を学ぶ			
		研究法演習	研究デザインについて学ぶ			
管理と運営	講義	○ リハビリテーション理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60	ハラスメントを含む
		○ 関連法規	指定規則、コンプライアンス、労務管理の考え方などを理解する			
		○ 多職種連携	対象者中心のリハビリテーションのために多職種連携について理解する			
		○ 人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行のために、人間関係論を学ぶ。			
		○ 外部評価	第三者による外部評価について学ぶ			
合計		○eラーニング可能科目		17	360	21

参考資料

理学・作業療法専任教員養成講習会 教育内容一覧

区分	教育内容	単位数	時間数	時間数	eラーニング
基礎分野	教育の役割*	2	30	6	○
	社会保障制度			4	
	理学療法士・作業療法士の職域*			2	○
	初等中等教育の実際			10	
	青年期の心理的特徴			8	
教育基礎分野	教育原理	4	60	8	
	教育心理学			20	
	教授方法			24	
	教育評価*			8	○
教育方法各論 演習	科目構成	4	120	40	
	授業設計			20	
	授業評価			30	
	成績評価			30	
臨床実習教育 演習	臨床実習の在り方	2	60	20	
	指導の方法			16	
	コーチング、臨床実習指導場面での考え方など			8	
	評価の方法			8	
	指導者論			6	
	臨床実習施設の要件			2	
研究方法 演習	研究法 統計学 研究法演習	1	30	30	
管理と運営	リハビリテーション理念と職種*	4	60	15	○
	関連法規*			15	○
	多職種連携			14	
	人間関係論			8	
	外部評価*			8	○
合計	* eラーニング科目zoomで実施 (54時間) 15%	17	360	360	

## 第二回理学療法士作業療法士専任教員養成講習会実施要綱（抜粋）

### 3 開催日程

開催期間：自 令和 4 年 12 月 5 日（月）

至 令和 5 年 2 月 22 日（水）

※月曜日から金曜日まで(土日祝日休)

※9:00-17:50（1 コマ 60 分：1 限～7 限/日）

※各講義の間に 10 分間の休憩あり

実施方法：Zoom を使用したオンライン開催（期間内に e-Learning を含む）

※講習会の運営に係る取り扱いについて 講習会の実施に際し、三分の二以上は対面講習であることとし、e ラーニングは三分の一を超えないこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、講師の不足や受講生の職場方針等により、対面講習が実施できない等、開催の体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。こうした状況下で、受講生の受講機会の確保とともに、感染リスクを低減する観点から、対面と同等の教育効果を有するものであるならば、当面の間、対面講習や e ラーニングからビデオ・オン・デマンド の活用や Web を用いたオンライン等による講義形態に変更することは差し支えない。

（事務連絡:医政発 0921 第 3 号,令和 3 年 9 月 21 日）

### 12 履修上の留意点等

1) 原則として講習会の欠席は認められません。

欠席状況によっては修了を認めない場合がありますので留意すること。

2) やむを得ず欠席することが明らかな場合は、事前に相談すること。

3) Zoom への参加に必要な環境は自身で用意すること。

4) Zoom のブレイクアウトルームにてグループワークを実施するためPC（カメラ・マイク付）にて参加すること。（スマートフォン、タブレットでの参加は不可）

参考資料 専任教員養成講習会科目及び目標（R2 看護師専任教員講習会）厚生労働省

区分	内容	科目	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理*	1	15
		教育方法*	1	15
		教育心理*	1	15
		教育評価*	1	15
		情報通信技術*	1	15
専門分野	看護論	看護論*	1	15
		看護論演習	1	30
	看護教育論	看護教育・制度論*	2	30
	看護教育課程	看護教育課程論*	3	45
		看護教育課程演習	2	60
	看護教育方法	看護教育方法論*	6	90
		看護教育方法演習	3	90
	看護教育演習	専門領域別看護論演習	2	60
	看護教育評価	看護教育評価論*	2	30
		看護教育評価演習	1	30
	看護学校組織運営	看護学校組織運営論*	1	15
	看護教育実習	看護教育実習	2	90
合計	eラーニング20単位（300時間）46%		31	660

\*eラーニング活用可能なお、eラーニングは1単位 7.5時間のeラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて1単位 15時間として取り扱うことも可能。